

## (協議事項)

## 令和 3 年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について

## 1 地域包括ケアシステムの構築方針

- (1) 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護の専門職が連携した在宅サービスの提供や、地域の支え合いの仕組みづくりを更に推進します。
- (2) 地域ケア会議などで出された課題について、新たな地域共生社会の枠組みの中で、検討方法の整理と行政が検討すべき課題の処理方法等を、庁内関係部局で検討します。

## 2 重点的に行うべき業務方針

## (1) きめ細かな総合相談の実施

地域の身近な窓口として、地域包括支援センターの専門職がそれぞれの専門性を活かしながら、地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・サービスにつなげます。

## (2) 生活支援体制の推進

地区生活支援員と連携して、担当地域のニーズを把握し、介護予防に資する取組みや生活支援サービスの提案・検討を行います。

また、高齢者に対して、支えられる側として支援を受けるだけではなく、支える側としても生きがいや役割を見出すよう支援し、高齢者の社会参加を進めます。

## (3) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の考え方を踏まえ、認知症地域支援推進員を中心に、認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）を活用した相談の充実と、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする、医療・介護の関係機関や地域の関係者との連携による早期発見・早期対応を目指します。

認知症に対する理解を深めるため、町会や地区単位で研修会等を開催します。

本人・家族のニーズ（本人ミーティング等）と認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備に向けて、認知症サポーター養成講座の継続開催とステップアップ講座の開催等も含め検討を進めます。

また、個別地域ケア会議等を活用し、具体的支援につなげます。

## (4) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を切れ目なく提供するために、地域包括支援センター単位の多職種連絡会等や事例検討会、個別地域ケア会議を開催するとともに、入退院連携ルールと多職種連携シートの活用を図ります。

また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）（人生会議）と「松本市版リビングウィル（事前指示書）」の周知を町会や地区単位で行います。

## (5) 権利擁護の推進

## ア 高齢者虐待対応

地区担当ケースワーカーや健康づくり課保健師などの関係者と連携し、高齢者虐待の早期発見・早期対応、養護者支援に取組みます。

支援方針の決定やモニタリングのため、随時コアメンバー会議や必要に応じて外部の法律関係者を交えた定例コアメンバー会議等を活用し、虐待対応の体制強化に努めます。

## イ 成年後見制度利用促進

一次相談機関（高齢者の総合相談窓口）として、中核機関である高齢福祉課や成年後見支援センターと連携し、制度を必要とする誰もが利用できるように努めます。

また、後見人等審判確定後も、本人・後見人等・支援機関をひとつのチームとして連携し、支援します。地域包括支援センターは、チームの一員として、客観的にかつ包括的に支援します。

## (6) 感染症への対応強化

ア 新型コロナウイルス感染症対策介護事業所ネットワーク（居宅部会）に参画し、居宅介護支援事業所の相談支援・調整を行うとともに、介護サービス事業所等との更なる連携に努めます。

イ 感染症予防による外出自粛や介護保険サービスの利用控え、地域活動の休止等から、ADLの低下や精神的不安定、孤立等が懸念される方々に対し、電話や短時間の訪問、センターだよりの配布などにより、介護予防・重度化防止を図ります。

ウ 介護予防サービス利用者の生活及び身体状況等から、サービスの優先度・必要度をトリアージし、適切な対応を行います。

エ ICTの活用など新しい生活様式に基づいた会議等を実践し、医療・介護の関係機関等との連携に努め、情報共有を図ります。

- 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針  
地区関係職員による地区支援企画会議やまちづくり協議会、地域づくりに関する各種会議、また地域包括支援センター単位の多職種連絡会や個別地域ケア会議等を通じて、ネットワークの強化に努めます。
- 4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針
  - (1) 介護保険サービスの利用のみならず、セルフケアや地域とのつながり等も意識したケアマネジメントを行います。
  - (2) 医療と介護の専門職の視点を入れ、モニタリングや評価を適切に行い、自立支援を進めます。
- 5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
  - (1) 介護支援専門員のニーズを反映した勉強会や意見交換会等を開催し、利用者の介護予防・自立支援を目的として、地域の幅広い活動の情報提供を行う等、適切なサービスが効果的に提供できるよう支援します。
  - (2) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が個別や地域の課題を把握した時には、関係機関との連携の支援や、地域ケア会議の活用等を進め、課題解決に向け取り組みます。
  - (3) 自立支援型個別ケア会議により、要支援者等の個別課題の解決やQOLの向上、参加者間のネットワーク構築や地域課題の把握等を行うとともに、職員のファシリテーション力向上やケアプランの質の向上を目指します。
- 6 地域ケア会議等の運営方針
  - (1) 個別の事例をもとに開催する「個別地域ケア会議」を積極的に開催し、個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援につなげます。
  - (2) 個別地域ケア会議の積み重ね等により地域課題が把握された場合は、地域づくり関係者と調整のうえ、地区の実情に合わせて開催する会議において検討を行い、解決につながるよう地区関係者と協力して取り組みます。

## 7 市との連携方針

- (1) 高齢福祉課介護予防担当（基幹包括支援センター）は、各地域包括支援センターの応援職員を配置し、市からの情報提供及び後方支援を行います。
- (2) 地域包括支援センターは、地区支援企画会議等を通じて市の関係課や様々な関係機関と連携しながら、担当地域の実情やニーズに基づき適切な事業運営を遂行します。  
また、定期的に関催する専門職種会等を通じて、センター間や基幹との情報共有を図り連携を強化します。
- (3) 地域包括支援センターが有する個人情報を業務以外の目的で使用したり、第三者に漏れることのないよう守秘義務を遵守し、情報管理の徹底を図ります。

## 8 公正・中立性確保のための方針

介護予防サービス計画の作成やサービス事業所の紹介等にあたっては、本人や家族の意向を踏まえ、地域包括支援センター職員の研修会や専門職種会等による自己研鑽、自立支援型個別ケア会議における専門職からの助言をもとに、公正・中立性を確保します。

## 9 住民への周知・啓発の実施方針

地域包括支援センターの円滑な利用を図るため、センターだより等を活用し、センターの役割や取組み、連絡先等について、住民や関係機関に対し積極的な広報に努めます。